

# 副 本

令和6年(行ウ)第88号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告



被 告 愛 知 県 外1名

## 準備書面 (5)

令和8年5月22日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智 洋



頭書事件につき、被告愛知県は下記のとおり原告らの令和8年4月14日付け求釈明書に対する回答を為すものとし、特に断らない限り、新たに定義するもののほか、従前と同一の略語を用いるものとする。

### 記

#### 第1 「第3」について

##### 1 結論

被告愛知県に対する求釈明については、いずれも回答の要を認めない。

##### 2 理由

被告愛知県においては、職務質問に関する適切な教養について、既に述べたとおり、警察庁から発出された乙B1号証～乙B4号証に沿って適切に実

施している。

警察学校長や教養責任者が個人として教養内容などを決定している訳でも、  
教養を行っている訳でもないから、そもそも、それらの者の証人尋問を行う  
必要は皆無であり、回答の要は認められない。

以、上